

(平成25年1月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

静岡厚生年金 事案 2347

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）本店における資格喪失日に係る記録を昭和48年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月31日から同年9月1日まで

申立期間については、厚生年金保険の加入期間となっていないが、A事業所本店から関連会社に異動し、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA事業所及び同事業所の関連会社に継続して勤務し（昭和48年9月1日にA事業所本店からC事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所本店における昭和48年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付したと思うとしているが、事業主が資格喪失日を昭和48年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑦までについては、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月22日及び同年12月22日は6万円、16年7月20日は12万2,000円、同年12月20日は13万円、17年8月27日は10万円、同年12月26日は12万円、18年12月20日は10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間⑧に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月22日
② 平成15年12月22日
③ 平成16年7月20日
④ 平成16年12月20日
⑤ 平成17年8月27日
⑥ 平成17年12月26日
⑦ 平成18年12月20日
⑧ 平成19年7月18日

年金事務所で確認したところ、申立期間①から⑧までについて、A事業所から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、国の記録では、

当該賞与に係る保険料納付の記録がないため標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑦までについて、申立人が提出した賞与明細書の写しにより、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間①から⑦までにおける申立人に係る標準賞与額については、A事業所から提出された賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年7月22日及び同年12月22日は6万円、16年7月20日は12万2,000円、同年12月20日は13万円、17年8月27日は10万円、同年12月26日は12万円、18年12月20日は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①から⑦までに係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成15年7月22日、同年12月22日、16年7月20日、同年12月20日、17年8月27日、同年12月26日、18年12月20日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間⑧について、平成19年7月18日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間⑧当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格喪失日は、昭和56年3月11日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月3日から同年同月11日まで
年金事務所に夫の厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A事業所での資格喪失年月日が昭和56年3月3日となっているが、在職中の同年*月*日に死亡したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所における申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和56年3月3日であることが確認できる。

しかし、A事業所の元取締役及び複数の元同僚は、「申立人は在職中に死亡した。」と証言しており、申立人に係る改製原戸籍謄本において、申立人の死亡年月日は、昭和56年*月*日であることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、A事業所における申立人の被保険者資格の喪失原因は、当初、死亡喪失と記録されていたところ、平成23年1月19日以降に一般喪失等に訂正されていることが確認でき、当該訂正処理について年金事務所は、「オンライン記録は、戸籍の死亡日(昭和56年*月*日)より前の日付(昭和56年3月3日)による死亡を原因とする資格の喪失であり、紙台帳には資格喪失原因の表示が無かったので、整合性を図るため、喪失原因を退職による喪失に補正した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A事業所に在籍していた昭和56年*月*日に死亡したことが認められることから、申立人の当該事業所における資格喪失日を同年同月11日に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和63年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月20日から同年9月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録は無い旨の回答を得た。申立期間は、A事業所に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和63年7月20日にB事業所からA事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和63年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A事業所は、申立期間について社会保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、法務局の商業登記から同事業所が申立期間当時、法人事業所であることが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出

を行っていなかったものと認められることから、社会保険事務所は、申立人の昭和 63 年 7 月及び同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月25日から同年11月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録は無い旨の回答を得た。申立期間は、A事業所に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA事業所の回答から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和39年11月1日にA事業所B営業所から同事業所C出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B営業所における昭和39年10月1日の定時決定時に係る社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 16 日から同年 7 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会をしたところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。しかし、労働組合の機関誌の記載どおり、昭和 44 年 5 月に退職を決意し、年次有給休暇を使用して同年 6 月末日まで在籍していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「年次有給休暇を使用したので、昭和 44 年 6 月末日まで A 事業所に在籍していたはずだ。」と主張している。

しかし、申立人が保管する厚生年金基金連合会からのお知らせには、昭和 44 年 5 月 16 日に厚生年金基金の加入員資格を喪失した旨が記載されており、当該記載内容は、A 事業所が提出した厚生年金基金加入員資格喪失届の記載及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A 事業所は、「厚生年金基金加入員資格喪失届によると、昭和 44 年 5 月 16 日が資格喪失日と記載されていることから、同年同月 15 日が有給休暇を使い切った日であり、かつ退職日であると考えられる。」と回答している。

さらに、A 事業所の厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の被保険者資格の喪失日（昭和 44 年 5 月 16 日）はオンライン記録と一致していることが確認でき、当該資格喪失日が遡及して処理されているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 11 月 1 日から 16 年 3 月 17 日まで

A事業所の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、30 万円から 9 万 8,000 円に引き下がっているが、申立期間当時は給与の未払いがあったことから訴訟を起こし、A事業所が未払いの賃金を支払うことで和解が成立している。申立期間の標準報酬月額を減額前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の訴訟代理人弁護士が提出した訴状及び和解調書から、申立人は、申立期間当時、A事業所で賃金の未払いがあったことから、未払賃金の支払いを求めて訴訟を行っていたところ、当該期間における各月の未払賃金が 30 万円の標準報酬月額に見合う額であることが確認できる。

しかし、上述の和解調書において、申立期間中の厚生年金保険料の控除及び納付に関する特段の取決めについての記載は確認できない上、和解金額は申立期間以前の給与支払明細書における保険料控除前の金額に基づいて算出していることが確認できる。

また、A事業所の事業主は、「申立人に支払った未払賃金の一部から、厚生年金保険料を控除していない。」と回答していることから、申立期間に係る保険料控除は確認できない。

なお、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月8日から24年3月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
しかし、申立期間においては、A事業所B支店で勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和22年3月8日から45年3月1日までA事業所B支店に勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い旨主張している。

しかし、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、申立人に対して、昭和24年3月1日にA事業所B支店の被保険者として被保険者記号番号が払い出されており、申立人の厚生年金保険被保険者台帳においても、同日が厚生年金保険の資格取得日として記載されていることが確認できる。

また、A事業所B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が自分より先に勤務していたと記憶する複数の同僚の資格取得日は、申立期間中や申立人と同日となっていることが確認できる上、別の複数の同僚は、厚生年金保険の被保険者資格取得日より前からA事業所B支店に勤務していた旨の証言をしており、当該事業所では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、A事業所の後継事業所であるC事業所から聴取したが、「当時の資料は残っていないため、A事業所に関することについては分からない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。